



(2) 設備を設けて客に主に図書類を閲覧若しくは視聴させ、又はインターネットの利用を行わせる施設（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館を除く。）

2 前項に規定する施設を営む者は、深夜に当該施設において営業を行う場合は、当該施設の入口等の見やすい箇所に、深夜における青少年の立入りを禁止する旨を表示しなければならない。

第23条の次に次の2条を加える。

（入れ墨を施す行為等の禁止）

第23条の2 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、受けさせ、又はあっせんしてはならない。

（深夜に外出させる行為等の禁止）

第23条の3 保護者は、特別の事情がある場合を除き、青少年を深夜に外出させないように努めなければならない。

2 何人も、正当な理由がある場合を除き、保護者の委託を受けず、又は同意を得ないで深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

3 深夜に営業を行う者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に当該営業に係る施設又は当該施設の敷地（施設にあっては、法令及び第20条の2第1項の規定により深夜において青少年の立入りが禁止されているものを除く。）にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

第24条に次の1号を加える。

(5) 入れ墨を施す行為

第25条中「もの」の次に「（次項において「有害情報」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 インターネットを利用することができる端末設備を公衆の利用に供する者は、当該設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング機能（インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別することにより有害情報の閲覧を制限する機能をいう。）を有するソフトウェアの利用その他の適切な方法により、有害情報を青少年に閲覧させ、又は

視聴させないように努めなければならない。

第28条第1項中「若しくは広告主等」を「、広告主等若しくは第20条の2第1項に規定する施設を営む者」に改める。

第30条第1項中「又は第2項」を「若しくは第2項又は第23条の2」に改め、同条第2項第11号中「第24条第1号」の次に「又は第5号」を加え、同号を同項第12号とし、同項第10号の次に次の1号を加える。

(1) 第23条の3第2項の規定に違反した者

第30条第5項中「第22条」の次に「、第23条の2、第23条の3第2項」を、「第3号まで」の次に「若しくは第5号」を加える。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。